

田原市建設工事元請、下請関係合理化指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事が各種工事の組合せにより総合的に施工され、工事の規模、内容等によっては、下請負人による施工が不可避であることが少なくないことから、下請負人の良否は工事の成果に多分に影響を与え、下請負人の選定及び指導は工事を的確に施工する上でもっとも重要なことであることに鑑み、契約に基づく工事の的確な施工を確保するため、元請負人の下請負人への指導を督促するとともに元請、下請間の合理的な関係を確立すべく、元請負人及び下請負人が講ずべき措置についての指針として必要な事項を定めるものとする。

(一括下請負の禁止)

第2条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず、全部を一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業者は、不必要な重層下請を極力避けるものとする。

(下請負人の選定)

第3条 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可の有無、経営状況、施工能力、雇用管理及び労働安全管理の状況、下請負人となる者との取引状況等を総合的に勘案し、次に掲げる事項を満たす者のうちから、優良な者を選定するよう努めるものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その工事を施工するに足りる労働力を確保できること。
- (4) その工事を施工するに足りる機械器具を確保できること。
- (5) その工事を施工するに足りる法定資格者を確保できること。
- (6) 経営内容が安定していること。
- (7) 常時10人以上の労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届けていること。
- (8) 過去において労働災害をしばしば起していないこと。
- (9) 次に掲げる届出をしていること。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 元請負人は、下請負人となる者が前項第9号の規定を満たしていないときは、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じ、当該各号に定める場合に限り、同号の規定にかかわらず、下請負人とすることができる。

(1) 元請負人と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

ア 前項第9号に規定する届出をしていない建設業者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項第9号に掲げる

届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、元請負人が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が元請負人に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、元請負人において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、元請負人が当該確認書類を発注者に提出した場合

（請負契約の締結）

第4条 元請負人及び下請負人は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもった契約書により、下請契約を締結しなければならない。

（下請代金の支払等）

第5条 下請契約における下請代金の支払条件等は、元請負人と発注者の間の請負契約における支払条件に関わりなく、適正なものとする事とし、その支払に当たっては次の事項について遵守しなければならない。

(1) 正当な理由がなく、下請代金の額を減じないこと。

(2) 必要な資材を元請負人から購入させる場合は、下請代金の支払期日前に資材の代金を支払わせないこと。

(3) 支払は、原則として現金払とすること。

(4) やむを得ず手形払とするときは、できる限り短い期間とすること。

(5) 元請負人は、発注者から前金払及び出来形部分に対する支払を受けたときは、その相応額を下請負人に対し支払うこと。

（雇用管理等）

第6条 下請負人は、当該下請契約に定められた事項を適正に履行するとともに、別表に定める事項について措置するものとする。

2 発注者から直接工事を請け負った元請負人は、適正な工程管理を実施し前項に規定する措置を講ずるほか、その工事における全ての下請負人が同項に規定する措置が講じられるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

3 発注者から直接工事を請け負った元請負人以外元請負人は、発注者から直接工事を請け負った元請負人が行う下請負人に対する指導、助言その他の援助に関し、協力するものとする。

（元請負人の義務）

第7条 元請負人は、下請負人が請負代金及び貸金の不払等を生じることのないよう十分指導するとともに、次の事項について遵守しなければならない。

(1) その請け負った建設工事を施工するに当たり、下請負人の意見を聞くよう努めること。

(2) 自己の取引上の地位を不当に利用した下請契約を締結しないこと。

(3) 下請契約締結後発注した工事に要する資材、機械器具等の購入に際し、下請負人の

利益を害しないこと。

(4) 締結した下請契約を誠実に履行するとともに下請負人の指導育成に努めなければならない。

(下請負人の通知)

第8条 発注者は、元請負人に対して、下請負人の称号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(発注者から直接工事を請け負った元請負人の義務)

第9条 発注者から直接工事を請け負った元請負人は、その工事における全ての下請負人を掌握し、建設業法をはじめ関係法令及びこの要綱に定める事項を遵守するよう指導に努めなければならない。

(指導勧告等)

第10条 市長は、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達をはかるため、この要綱に違反した建設業者に対し必要と認めるときは助言、指導及び勧告を行うとともに厳重な措置をとることがある。

附 則

この要綱は、昭和57年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

- 1 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上をはかること。
- 2 労働者の雇入れにあたっては、適正な労働条件を設定、明示し雇用に関する文書を交付すること。
- 3 賃金は毎月1回以上、一定日に通貨でその全額を直接労働者に支払うこと。
- 4 労働者名簿及び賃金台帳を適正に調整すること。
- 5 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、労働者を直接指揮監督する者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- 6 前号に定める事項のほか、労働安全衛生法に従う等、工事を安全に施工すること。
- 7 事故、災害が発生した場合は、直ちに当該下請契約における元請負人及び発注者から直接工事を請け負った元請負人に報告すること。
- 8 労働者災害補償保険に加入する等、労働者の災害補償の対処に万全を期すこと。
- 9 建設業退職金共済組合に加入する等、労働者の退職金制度を確立するよう努めること。
- 10 労働者に対し、定期的に健康診断を行うよう努めること。